

平成 29 年 10 月 25 日(水)

【問合せ】

総務部総合戦略室総合政策課総合政策係

電話 0126-62-3137

美唄市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との 地方創生に関する包括連携協定調印式について

次のとおり美唄市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定調印式を開催しますので、お知らせします。

- とき
平成 29 年 10 月 27 日(金) 午前 10 時 00 分
- ところ
美唄市役所 2 階 大会議室
- 内容
協定の概要については、別紙「美唄市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定調印式の概要」のとおり

美唄市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との 地方創生に関する包括連携協定調印式の概要

1 とき

平成 29 年 10 月 27 日(金) 午前 10 時 00 分

2 ところ

美唄市役所 大会議室

3 協定者(出席者)

《あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 様》

札幌支店長	碓 淳一郎 様
札幌支店札幌第一支社長	大野 龍 様
札幌支店札幌第一支社	次木 昌昭 様
有限会社アクア代表取締役	鴫田 博行 様

《美唄市》

市長	高橋 幹夫
副市長	藤井 英昭
総務部長	中平 匡司
総務部総合戦略室長	福地 英敏
経済部長	市川 厚記
保健福祉部長	平泉 宮子

4 協定の目的

地方創生の推進に関し、積極的な連携及び協力を行うことにより、地域の安全や産業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

5 協定による連携事項

- (1) 地域・暮らしの安全・安心に関する事項
- (2) 防災・災害対策に関する事項
- (3) 産業振興・中小企業支援に関する事項
- (4) 観光の振興に関する事項
- (5) 農業の振興に関する事項
- (6) その他地方創生の推進に資する事項

6 協定の有効期間

本協定の締結の日(平成 29 年 10 月 27 日)から平成 32 年 3 月 31 日まで